3
2019
平成31年2月15日発行
ISSN 2432-5147

日本小児禁煙研究会雑誌

THE JOURNAL OF PEDIATRIC TOBACCO RESEARCH
VOL.9, NO.1, MARCH 2019

第９回日本小児禁煙研究会学術集会
プログラム・抄録集

開催のご挨拶……1（1）
歴代会長・研究会役員一覧……3（3）
参加のご案内……4（4）
交通のご案内……6（6）
会場案内図……7（7）
日程表……8（8）
プログラム……9（9）
抄　録
　会長講演……12（12）
　特別講演１……13（13）
　教育講演１……14（14）
　特別講演２……15（15）
　教育講演２……17（17）
　一般演題……18（18）
研究会入会のご案内……24（24）
研究会雑誌　投稿規程……26（26）
定　款……29（29）

本学術集会参加による日本小児科学会新専門医制度の単位数は合計４単位です。

NPO法人 日本小児禁煙研究会
Japanese Society for Pediatric Tobacco Research
http://www.jsptr.jp

第 9 回日本小児禁煙研究会学術集会

プログラム・抄録集

会　期：2019年３月３日（日）

会　場：札幌医科大学記念ホール
〒060 - 8556　札幌市中央区南１条西 18 丁目
※当日連絡先…TEL：011−611−2111（内線 49310,49320,49330,49340）
E-mail：miki■sapmed.ac.jp

会　長：今野　美紀（札幌医科大学保健医療学部看護学科）

後　援：北海道看護協会・札幌市医師会

事務局：〒360 - 0014　埼玉県熊谷市箱田1−12−24
TEL 048 - 528 - 8300
E-mail：ino-c■sk9.so-net.ne.jp

E-mail：miki■sapmed.ac.jp
E-mail：ino-c■sk9.so-net.ne.jp　（■を@に変えて送信してください）

本小児禁煙研究会雑誌　9巻1号　1（2019年）

ご あ い さ つ

このたび第 9 回日本小児禁煙研究会学術集会を 2019 年 3 月 3 日（日），北海道・札幌市で開催することとなりました．子どものタバコ問題に関する研究，診療等の活動にご高名な歴代会長の先生方からのバトンに重責を覚えつつ，看護職の私に学術集会開催の機会を授けて下さったことに感謝を申し上げます．

今回の学術集会テーマは「子どもの暮らしにタバコはいらない ～そのために私たちができること～」といたしました．残念ながら本学術集会開催地・北海道は，国立がん研究センターが算出した 2016 年都道府県別の成人男女喫煙率（24.7%）が最も高い地域で，この地域の子ども達の多くは受動喫煙に曝されています．子ども達は自分の健康に加え，タバコを吸い続けている家族や周囲の人の健康を案じています．子どもの暮らしの中にタバコがあることは，子どもと家族の健康，安寧が脅かされていると換言できるでしょう．さらに，最近では禁煙フロアより上の階であれば「フロア全体が喫煙室」という立場でフロア分煙が可能となるよう厚生労働省が省令を改正する動きが新聞報道されています．20 歳未満の人のフロア立ち入りを禁じるから問題がない立場で論じられていますが，二次喫煙，三次喫煙の問題はないのでしょうか．保護される側が自らの身を護る様にふるまわないとならない環境は，暮らしやすい安全な環境とはいえないでしょう．タバコの問題は今もなお，人々の暮らしの中で進行中の問題であり，医療，教育，法律，行政，報道等の関係者との連携が求められる学際的な問題といえます．

3 月の北海道・札幌市は残雪があり，雪道の歩ける靴が必須です．学術集会会場では皆さまと共に子ども達を取り巻くタバコ問題の解決に向けて，残雪を解かすくらいに熱く，語り合えたらと思います．スタッフ一同，皆さまのお越しを心からお待ち申しあげます．

2019年2月

第9回日本小児禁煙研究会

会　　長　**今　野　美　紀**

第 9 回日本小児禁煙研究会学術集会を迎えて

第 8 回学術集会は別所文雄先生のご尽力で盛会のうちに無事終了し，そのまとめとしての 2018 年 10 月号も発刊いたしました．大変学術的な内容で勉強になったと思います．また，持ち回り理事会による役員改選で理事長を含め，全理事・監事等の継続が了承され研究会の運営に引き続きご尽力を頂けるとの事に深謝いたします．

さて第 9 回学術集会は札幌医科大学保健医療学部看護学科の今野美紀教授のもと 2019 年 3 月 3 日（日）に札幌医科大学記念ホールにて開催されます．会長講演の他，特別公演は日本対がん協会：望月友美子先生と美唄市医師会：井門明先生，旭川医科大学：西條泰明先生で，教育講演は大阪国際がんセンターがん対策センター：田淵貴大先生と札幌学院大学：北田雅子先生が予定されております．いずれも子どもの受動喫煙対策に関する講演で，発表者もご高名かつ活発にご研究されている先生方で極めて喜ばしい限りです．是非，実りあるご講演をいただけるようご祈念申し上げます．学術集会でご講演頂いた内容は，10 月号の研究会雑誌に正式な論文として掲載される予定ですので，是非，総説・原著などの形式は問わずご投稿頂ければご幸甚です．論文は会員のみならず，ホームページから一般読者も自由にダウンロードできるためマスコミ，教育関係，行政等からの問い合わせなどが多く，その反響が大きいです．また，発表されたPTT資料などもできれば個人情報には注意しながらも自由に使用できる様にお取り計らいして頂ければと存じます．

2020 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり，政府および東京都はIOC／WHOの方針に基づき国際的にも恥ずかしくない受動喫煙防止対策を講じなければならない状況であります．これは子どもの受動喫煙被害を常に危惧している本研究会の会員にとっては望ましいことであると思います．また欧米では胎児を含めた小児の受動喫煙被害に関する新しい科学的エビデンスが次々に報告され，それらが一般国民に知れ渡ることになれば，さらなる喫煙率の低下が期待できます．一方，タバコ会社は手を変え品を変え，新しい戦略を考え，己の生き残りのために足掻いているとしか見えません．それは真に徳川家康の名言のように自分の利益のみを考える「身勝手（みがって）」であり，世の人の利益を考える「世勝手（よがって）」ではないのでしょう．来るオリンピックイヤーは本研究会を立ち上げて 10 年目の節目になります．寄付や広告からの資金に大きく依存する本研究会の運営もそろそろ方法論を考え直さなければなりません．会員・役員の皆様方には今後ともよろしくご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます．

2019 年 2 月

特定非営利活動法人　日本小児禁煙研究会

理 事 長　**井　埜　利　博**

日本小児禁煙研究会学術集会歴代会長

第1回会長　井埜　利博（群馬パース大学客員教授）
第2回会長　加治　正行（静岡市保健所所長）
第3回会長　高橋　裕子（京都大学大学院医学研究科社会健康医学専攻特任教授）
第4回会長　藤原　芳人（医療法人ふじわら小児科院長）
第5回会長　安次嶺　馨（沖縄県立中部病院・ハワイ大学卒後医学臨床研修事業団ディレクター）
第6回会長　安原　昭博（安原こどもクリニック院長）
第7回会長　齋藤　麗子（十文字学園女子大学健康管理センター長）
第8回会長　別所　文雄（日本医療科学大学保健医療学部医療・基礎教育科教授）

NPO法人 日本小児禁煙研究会 役員

【理事長】　井埜　利博（群馬パース大学保健科学部、いのクリニック）
【監　事】　安次嶺　馨（沖縄県立中部病院・ハワイ大学卒後医学臨床研修事業団）
　　藤原　芳人（医療法人ふじわら小児科）
【理　事】　天貝　賢二（茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター消化器内科）
　　稲垣　幸司（愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科）
　　加治　正行（静岡市保健所）
　　黒沢　和夫（（一社）熊谷薬剤師会、群馬パース大学保健科学部）
　　今野　美紀（札幌医科大学保健医療学部看護学科）
　　齋藤　麗子（十文字学園女子大学健康管理センター）
　　鮫島　　浩（宮崎大学産婦人科）
　　鈴木　孝太（愛知医科大学医学部衛生学講座）
　　鈴木　修一（国立病院機構下志津病院小児科・アレルギー科）
　　田渕　貴大（大阪国際がんセンターがん対策センター疫学統計部）
　　中村こず枝（岐阜市保健所）
　　萩原　聡子（神奈川県立こども医療センター母性内科）
　　馬場　礼三（中部大学生命健康科学部スポーツ保健医療学科）
　　宮本　隆司（北里大学医学部心臓血管外科）
　　安原　昭博（安原こどもクリニック）
【名誉顧問】　松沢　成文（参議院議員）
【顧　問】　高橋　裕子（京都大学大学院医学研究科社会健康医学専攻）
　　別所　文雄（日本医療科学大学保健医療学部医療・基礎教育科）
【相談役】　野田　　隆（のだ小児科医院）

NPO法人 日本小児禁煙研究会 各種委員会

（1）日本小児禁煙研究会雑誌編集委員会　◎加治、○鈴木（修）、稲垣、今野、鈴木（孝）
（2）財務委員会　◎安原、○岡崎*
（3）年次学術集会委員会　◎藤原、野田、および過去会長経験者
（4）受動喫煙防止推進委員会　◎齋藤、○天貝、加治、萩原、松沢
（5）教育・研修・セミナー委員会　◎安次嶺、○鮫島、○原田*、黒沢、中川*、中村
（6）情報・広報委員会　◎鈴木（修）、◎中村、○田淵、馬場、宮本
（◎委員長、○副委員長、*役員外委員）

日本小児禁煙研究会雑誌　9巻1号　4～5(2019年)

ご　案　内

1．ご参加の皆様へ

1）参加受付　札幌医科大学記念ホール　1 階　エントランスホール

2019 年 3 月 3 日（日）9 時 00 分開始

2）参加費　（会員以外の方もご参加いただけます。）

当日受付のみ　　5,000 円（昼食付）

＊但し、学部生・専門学校生（社会人学生を除く）　無料

3）会場内では参加証をご着用ください。

4）日本小児科学会新専門医制度の研修集会として、下記の演題が承認されました。

各 1 単位となります。受講証のお渡しについては、当日アナウンスいたします。

①10：05～11：05　特別講演 1　〔iii 小児科領域講習〕

②11：10～12：10　教育講演 1　〔ii 専門医共通講習(その他:地域医療)〕

③13：00～14：00　特別講演 2　〔ii 専門医共通講習(その他:地域医療)〕

④14：00～15：00　教育講演 2　〔iii 小児科領域講習〕

2．座長の先生へ

1 階エントランスホールの「受付」にお立ち寄りいただいた後、担当セッションの 15 分前までに会場内、右前方の次座長席に ご着席ください。

3．演者の方へのお願い

【発表時間】

会長講演　30 分

特別講演 1　60 分

特別講演 2　60 分

教育講演 1　60 分

教育講演 2　60 分

一般演題　　口頭 7 分、質疑応答 3 分

・発表時間の厳守をお願い致します。

・発表形式は原則としてパソコンでの発表となります。

・データの受付は 1 階　パソコン受付で行います。

【プレゼンテーションについて】

1）Windows 版 Power Point 2007 以降のバージョンで作成したデータを USB メモリに保存し、パソコン受付に持参してください（CD-R・RW はご遠慮ください）。なお、ご持参の USB メモリおよびパソコンについては、セキュリティーソフトウイルスに感染していないことを前もってお確かめの上、パソコン受付へお越しください。会場には Windows10 のパソコンおよび液晶プロジェクターをご用意しております。

2）Macintosh で作成したデータは、原則パソコン本体持ち込みのみ可能です。Macintosh で作成したデータをメディアで持ち込む場合には、前もって Windows のパソコンで動作確認をお願いいたします（会場に Macintosh のパソコンの用意はありません）。
Macintosh のパソコンを持ち込む場合は、専用の変換コネクターを各自で持参してください。

3）動画を使用される場合は、事前に事務局にご連絡ください。

4）発表の 20 分前までに 1 階エントランスホールのパソコン受付で試写をお済ませください。

5）発表開始 10 分前までに会場内、左前方の次演者席に ご着席ください。

4．研究会事務局

研究会当日、新入会および年会費納入の受付を行いますのでご利用ください。

日本小児禁煙研究会雑誌　9巻1号　6～7（2019年）

会場までのアクセス

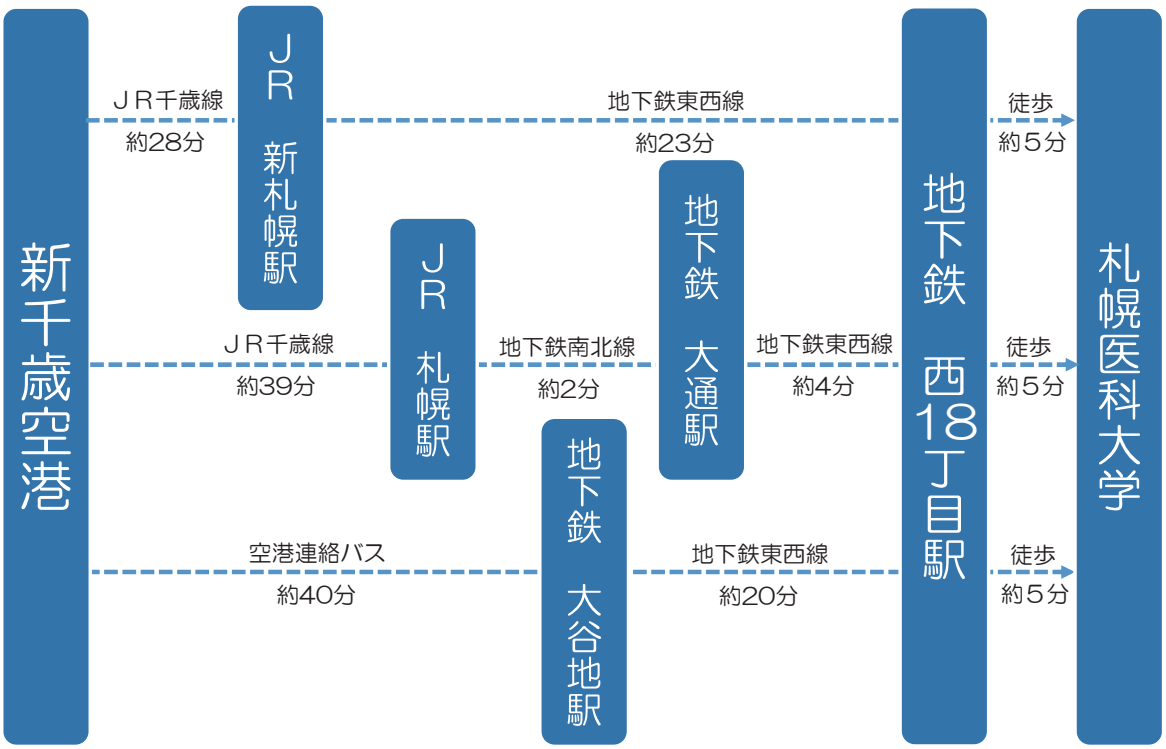

札幌医科大学周辺地図

会場内案内図

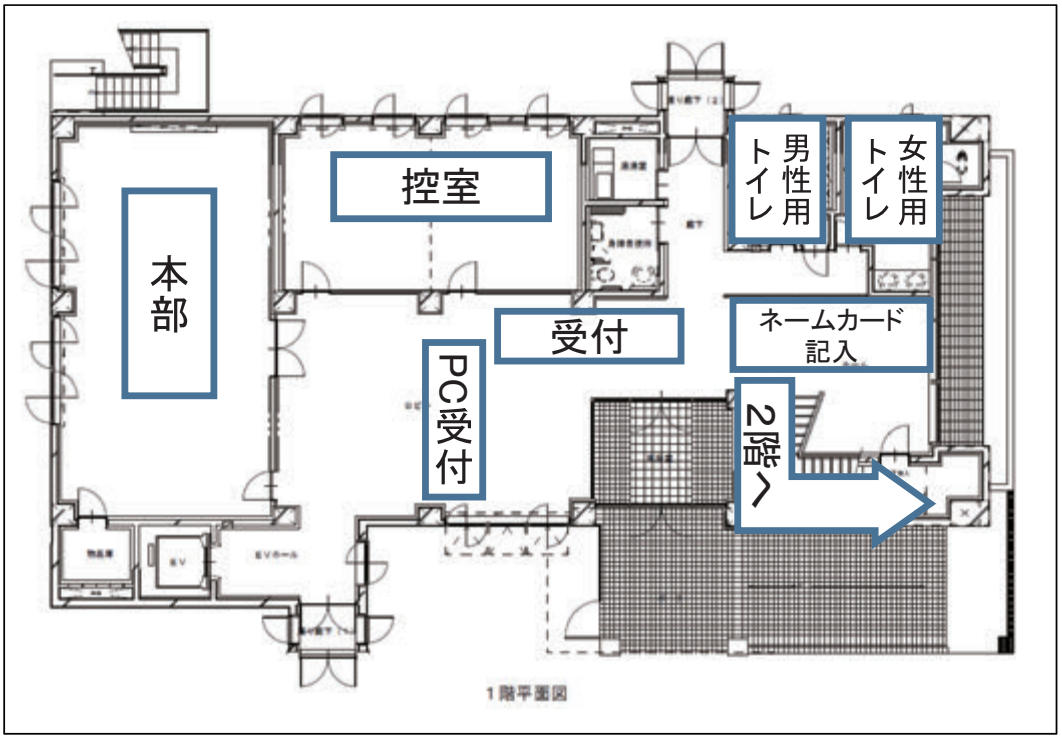
本部
控室
受付
PC受付
男性用トイレ
女性用トイレ
ネームカード記入
2階へ
1階平面図

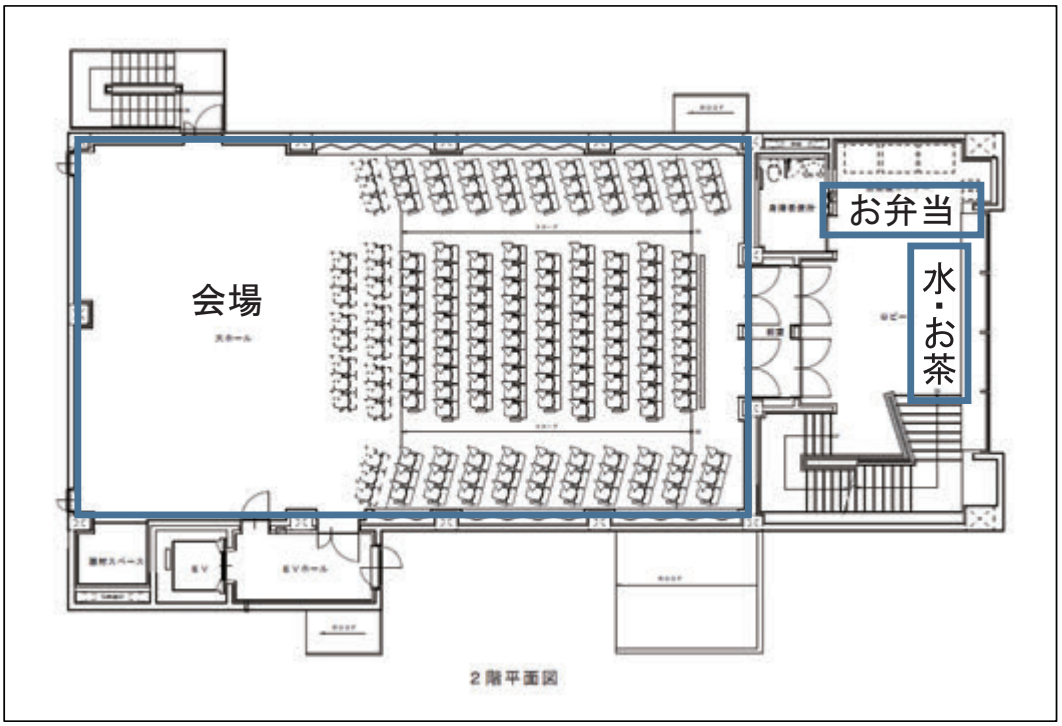
会場
お弁当
水・お茶
2階平面図

	講演会場　札幌医科大学記念ホール
9:00 9:30	**受付**
9:35	**開会の辞** 会長挨拶
10:05	**会長講演** 「子どもの暮らしにタバコはいらない　～児童・生徒へ行う喫煙防止教育の取り組み」 演者：今野　美紀 座長：鈴木　修一
11:05	**特別講演1** 「タバコゼロ未来の実現に向けて～タバコフリーキッズ・ジャパンから学べること」 演者：望月友美子 座長：齋藤　麗子
11:10	**ブレイク**
12:10	**教育講演1** 「新型タバコ時代のタバコ対策の進め方」 演者：田淵　貴大 座長：加治　正行
12:30	**会員総会**
13:00	**ランチ**
14:00	**特別講演2** 「美唄市受動喫煙防止条例施行とその後の評価」 演者：井門　明　・　西條　泰明 座長：今野　美紀
15:00	**教育講演2** 「子どもの喫煙開始を防止するための tobacco literacy とコミュニケーションスキル」 演者：北田　雅子 座長：天貝　賢二
15:10	**ブレイク**
15:50	**一般演題1** （演題番号1～4） 座長：黒沢　和夫
16:20	**一般演題2** （演題番号5～7） 座長：田畑　久江
	閉会の辞 次期会長挨拶（次期会長　鈴木 修一）

日本小児禁煙研究会雑誌　9巻1号　9～10(2019年)

プログラム

3月3日（日）

開会の辞　9：30～
会長挨拶

会長講演 9：35～10：05

座長：鈴木　修一（国立病院機構下志津病院 小児科・アレルギー科）

子どもの暮らしにタバコはいらない～児童・生徒へ行う喫煙防止教育の取り組み

今野　美紀（札幌医科大学 保健医療学部 看護学科）

特別講演 1 10：05～11：05

座長：齋藤　麗子（十文字学園女子大学 健康管理センター）

タバコゼロ未来の実現に向けて～タバコフリーキッズ・ジャパンから学べること

望月　友美子（日本対がん協会）

ブレイク 11：05～11：10

教育講演 1 11：10～12：10

座長：加治　正行（静岡市保健所）

新型タバコ時代のタバコ対策の進め方

田淵　貴大（大阪国際がんセンターがん対策センター 疫学統計部）

会員総会 12：10～12：30

ランチ 12：30～13：00

特別講演 2 13：00～14：00

座長：今野　美紀（札幌医科大学 保健医療学部 看護学科）

美唄市受動喫煙防止条例施行とその後の評価

井門　　明（美唄市医師会）

西條　泰明（旭川医科大学 社会医学講座）

教育講演 2 **14：00～15：00**

座長：天貝　賢二（茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター 消化器内科）

子どもの喫煙開始を防止するための tobacco literacy とコミュニケーションスキル

北田　雅子（札幌学院大学 人文学部 こども発達学科）

ブレイク **15：00～15：10**

一般演題 1 **15：10～15：50**

座長：黒沢　和夫（群馬パース大学保健科学部/(一社)熊谷薬剤師会）

1. **新型タバコの子どもへのさらなる危険**
   齋藤　麗子（十文字学園女子大学 健康管理センター）

2. **タバコ臭のない環境を子どもたちに：サードハンドスモーキング（THS）最新情報の紹介と対策**
   松崎　道幸（道北勤医協旭川北医院）

3. **ペットがいる家庭で喫煙率が高いのは何故？**
   加治　正行（静岡市保健所）

4. **わが国の学童期における家庭内 Second-Hand Smoke に関する時系列分析**
   【研究会助成金交付公募採択課題】
   坂東　春美（奈良県立医科大学大学院 看護学研究科）

一般演題 2 **15：50～16：20**

座長：田畑　久江（札幌医科大学 保健医療学部 看護学科）

5. **加熱式タバコおよび児童の生活習慣と受動喫煙曝露の関係**
   ～熊谷市受動喫煙検診と生活習慣病検診結果から～
   黒沢　和夫（群馬パース大学保健科学部/(一社)熊谷薬剤師会）

6. **中学生における気管支喘息と、家族の室内喫煙・ニコチン依存度との関連**
   鈴木　修一（国立病院機構下志津病院 小児科・アレルギー科）

7. **受動喫煙回避とタバコに関する意識向上の重要性～ある私立高校でのアンケート調査より～**
   天貝　賢二（茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター 消化器内科）

閉会の辞 **16：20**

会　長　講　演

特　別　講　演　1

教　育　講　演　1

特　別　講　演　2

教　育　講　演　2

子どもの暮らしにタバコはいらない～児童・生徒へ行う喫煙防止教育の取り組み

今　野　美　紀

札幌医科大学保健医療学部看護学科

成人喫煙率の高い北海道の生活者として，そして看護職として，札幌で子どもの健康とスモークフリー社会の実現にむけた知の創出に関わる本学術集会を開催できることを光栄に存じます．私がこれまでにタバコの問題について取り組んだことから，私見を述べていきたいと思います．

北海道で育った私にとって幼い頃から喫煙者が周りにいる事は不自然なことではありませんでした．関東で看護師として就職すると，人の健康を支える看護師の喫煙率が高いことに違和感を覚えましたが，個人の嗜好の問題として片付けておりました．しかし，大学院学生時代に小児糖尿病外来での研修，仲間との学びを通じて，タバコの問題は嗜好ではなく，個人の健康問題に留まらない心理・社会的な要因も絡む複雑な問題であると認識しました．北海道に戻って就職すると，今まで気づかなかったタバコの問題に目が行くようになりました．実習指導先の病院待合室の一角に灰皿があり，妊婦さんが喫煙していました．気管支喘息で入院中の子どもの衣類からタバコの匂いがしました．その子に関わる看護師は親へ行動変容を促すことはありませんでした．このように知覚したタバコの問題に何かできることはないかと思うようになりました．

そこで，まずタバコの問題に関心のある人と勉強会を始めました．修了生の職場で看護師らとタバコに関する勉強会を行い，入院をする児の親を対象に喫煙防止を呼び掛ける活動に携わりました．小児医療に携わる看護師を対象にタバコに関する調査をしました．看護師が禁煙に関心のない親へ関わることは難しく，実際に支援している割合は 1 割程度と低く，喫煙に関する知識も十分ではありませんでした．そこで，学生の授業や子育て支援者の養成講座に SIDS をはじめとした受動喫煙の影響等について教授できる機会を探り，タバコ問題に感受性のある支援者を養成するよう努めています．今は，勉強会で築いたネットワークから，子どもが自分の人生をタバコに縛られることなく過ごせるようにと願って児童・生徒を対象に喫煙防止教育に携わっています．親らが喫煙すると教育効果は限定的で，学校と親からの協力を得られる方策を探っています．タバコ製品が流通している限り，子どもにとってタバコの問題は「すぐ隣にある問題」です．

看護職は人が元来もつ力を発揮する為にその人が生きる環境を整えることを大事にしています．私は，今後も関係する人と連携しながら，子どもが健やかに育つ環境がタバコフリーとなるように整える活動に尽力したいと思います．

略歴

1986 年 3 月
札幌医科大学衛生短期大学部看護学科卒業（看護師）
1988 年 3 月
千葉大学看護学部卒業（保健師，学士 看護学）
1994 年 3 月
千葉大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程修了（修士 看護学）
1999 年 3 月
千葉大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程修了（博士 看護学）
1988 年 4 月
聖マリアンナ医科大学病院小児外科病棟（看護師）
1991 年 4 月
虎ノ門病院分院慢性期混合病棟（看護師）
1994 年 4 月
札幌医科大学保健医療学部看護学科（助手）
2000 年 4 月～　講師
2004 年 4 月～　助教授
2007 年 4 月～　准教授
2012 年 4 月～　教授

所属学会

日本小児看護学会（評議員　2010 年 6 月～ 2016 年 6 月，編集委員　2017 月 12 月～現在）
日本小児保健協会（代議員　2018 年 6 月～）　ほか

タバコゼロ未来の実現に向けて～タバコフリーキッズ・ジャパンから学べること

望　月　友美子

公益財団法人日本対がん協会

2 人に 1 人ががんになる時代，年間で亡くなる方の 3 人に 1 人ががんという時代，そのがんの原因の 3 割がタバコである．そこで，がんを減らすには子どものうちから，がん予防の「1 丁目 1 番地」である禁煙に取り組むことが重要である．日本対がん協会は，国立がん研究センターで開発した「タバコフリーキッズ」プログラムを事業化し，2017 年度より本格的に実施している．「タバコフリーキッズ」プログラムは，子どもたちの置かれている現実の生活の中で，喫煙と健康についての知識だけではなく，子どもたち自身の「健康危機管理能力」を向上させ，どのような状況下でも「生き抜く力」を身につけることができるような新しい健康教育プログラムとして開発された．

子どもたちへの禁煙教育（喫煙防止教育）は多くの場合，学校の教室で教員や外来講師によって，タバコの害を「教える」という形式で行われる．しかし，教室の一歩外に出れば，門前文房具店がタバコ屋を兼ね，街中に喫煙所が屋内外を問わず設置され，飲食店も禁煙店を探す方が難しい．また新しいタバコ製品（加熱式タバコ，新型タバコ）の広告がコンビニや自販機にあふれ，最近ではテレビスポットとしてこれらの製品を想起させるようなコマーシャルが日々流れている．

タバコが重大な健康被害をもたらすとの科学的エビデンスが明らかになった今日においても，タバコは合法的な商品として販売され続け，私たちの生活の中に深く組み込まれ，子どもたちが生活する環境には，親たちを含め，多くのタバコを吸う大人たちが存在し，タバコが手軽に買えるという「現実」がある．がん予防教育，健康教育としての「禁煙教育」を困難にしている「壁」である．特に，アイコスなどの新型タバコのブランド名はほぼ100%の浸透率で，大人が予測する以上の速度で子どもたちの中に入り込んでいることもわかった．

「タバコフリーキッズ」プログラムは，タバコと健康について，地域社会の人々のつながりの中で，未来を担う子どもたち自身に考えてもらうための「がん予防教育プログラム」でもある．協会として取り組む一番の理由は，子どもたちが「生き抜く力」を身に着け，それを見守る大人が子どもたちを「守り抜く力」を発揮していただくことにある．行政や議会においては政策で，民間機関は実践で，小児科医などの専門職種はその臨床や地域の場で，タバコゼロ世代を実現できるまで，引き続きご支援いただきたい．

略歴

望月友美子（モチヅキ　ユミコ）
公益財団法人日本対がん協会参事（禁煙推進・対がん事業開発）
東京大学薬学部及び慶應義塾大学医学部卒，同医学研究科博士課程修了．
国立がんセンター研究所，国立公衆衛生院，国立保健医療科学院を経て，
世界保健機関（WHO）タバコ規制部門長，国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策研究部長を歴任．
2016 年 10 月より現職．国や地方自治体及び民間企業等へのタバコ政策提言や助言を行いつつ，日本対がん協会グループとして「タバコゼロ宣言」を採択．
5つのゼロ，すなわち「喫煙者をなくす・タバコ煙への曝露をなくす・タバコ使用開始をなくす・タバコ利害をなくす・新型タバコをなくす」を実践していく．

新型タバコ時代のタバコ対策の進め方

田　淵　貴　大

大阪国際がんセンターがん対策センター疫学統計部

新型タバコとして，ニコチンなどを含んだ溶液を加熱し吸引する電子タバコ（e-cigarette）と，タバコの葉を加熱して吸引する加熱式タバコ（heated tobacco products）がある．電子タバコは欧米諸外国で流行し，日本ではあまり普及しなかった．しかし，日本ではアイコスなど加熱式タバコが近年，急激に普及した．フィリップモリス社は加熱式タバコ IQOS（アイコス）を開発し，2014 年 11 月名古屋市で販売を開始した．日本タバコ産業（JT）は 2016 年に加熱式タバコ Ploom TECH（プルーム・テック）の販売を開始し，ブリティッシュ・アメリカン・タバコ社は加熱式タバコ glo（グロー）を 2016 年 12 月に仙台市にて発売開始した．これらの新型タバコの登場により，日本におけるタバコ使用のモニタリングや受動喫煙防止対策などタバコ対策全般への悪影響が懸念されている．新型タバコをタバコとして定義するかどうかに関して世界的にも混乱が生じており，従来のタバコの使用状況に関する質問方法では回答者の認識の相違により，タバコを吸っているかどうかが正確にモニタリングできなくなる可能性がある．また，受動喫煙防止対策においては加熱式タバコを特別扱いした法律ができ，加熱式タバコをどのように扱うべきなのか混乱が起きている．

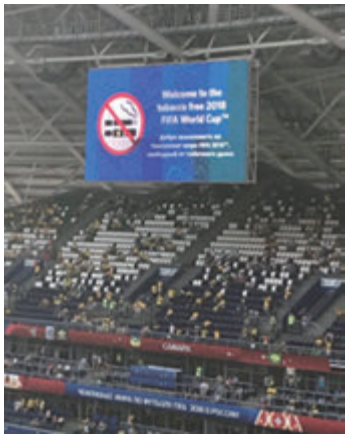

※紙巻タバコも新型タバコも禁止するマークが掲示された

図．Tobacco free World Cup 2018

アイコスは世界の 30 ヶ国以上で販売されているが，IQOS のほとんどは日本で売られている．現状では，日本が新型タバコの実験場となっているのである．そんな状況のなか，われわれは新型タバコについてどのように考え，どのように対処していけばよいのか，私の考えについて述べる．今後も新型タバコに関する知見を収集・分析し，新型タバコに関する害とメリットについてエビデンスを形成していく必要がある．

略歴

現職：大阪国際がんセンターがん対策センター疫学統計部　副部長
医師・医学博士．専門は公衆衛生学・疫学．
1976 年生まれ．2001 年 3 月岡山大学医学部医学科卒．
血液内科臨床医を経て，2011 年　医学博士（大阪大学大学院：社会環境医学）取得後，2011 年 4 月から大阪国際がんセンターがん対策センター（旧名称：大阪府立成人病センターがん予防情報センター）に勤務．
2018 年 後藤喜代子・ポールブルダリ科学賞を受賞．
現在，タバコ対策および健康格差の研究に主に従事．

美唄市受動喫煙防止条例施行とその後の評価

井門　明[1]，西條　泰明[2]

1 美唄市医師会　2 旭川医科大学

平成28年7月，美唄市受動喫煙防止条例が施行された．その後，受動喫煙に対する市民の意識が大きく変わってきていることが，市が行ったアンケート調査の結果から明らかとなった．受動喫煙の認知度は，条例施行前の84%から施行後93%まで上昇している．条例制定を知っている市民の割合は，初年度84%から2年目には87%と増加している．受動喫煙を不快と感じる市民の割合も，条例施行前 69%から施行後 79%まで増加し，公共的空間の受動喫煙対策が進められることに賛成の市民の割合も，条例施行前 81%から施行後 84%まで増加し，喫煙者も賛成している実態が明らかとなった．

また，条例の規制対象となる事業所への調査の結果，受動喫煙の認知度は 99%まで高まっており，受動喫煙による健康影響の理解も疾患により差はあるものの，年々深まっている．屋内の受動喫煙対策に取り組んでいる事業所の割合は，条例施行前の48%から条例施行後71%まで上昇した．今後取り組む予定の受動喫煙対策としては，屋内禁煙と答えた事業所の割合が，条例施行前 30%から施行後 40%まで増加し，喫煙所を設け煙の流出を防止すると答えた事業所の割合が，条例施行前14%から施行後19%まで増加した．

条例で敷地内禁煙もしくは施設内禁煙が求められている第1種施設は，64 施設中 60 施設まで施設内禁煙が進んでいる．施設内禁煙または分煙が求められている第2種施設では，市内の4駅で施設内とホームが禁煙となり，ホテルの公共部分禁煙，商業施設の施設内禁煙，金融機関の施設内禁煙などが報告されている．市民の声として，条例の規制対象である学校から 100 メートル以内のみならず，市内全域の路上喫煙を見かけなくなった，町内会や老人クラブの集まりや会議が禁煙になった，条例施行後禁煙の場所での喫煙者に注意をしやすくなったなどの意見が寄せられている．

受動喫煙防止条例施行後，心血管疾患の発症が抑制されるかを検討するため，市民が搬送される可能性がある周辺の循環器内科と脳外科を標榜する4病院に協力を求め，条例施行前後各2年間（合計4年間）の心筋梗塞，狭心症，脳梗塞，脳出血，くも膜下出血での入院患者数を継時的に調査した．統計解析では心筋梗塞入院，虚血性心疾患入院（心筋梗塞＋狭心症），脳血管疾患入院（脳梗塞＋脳出血＋くも膜下出血），複合アウトカム入院（以上のすべて）の各アウトカムについて，ポアソン回帰による条例施行前後の比較（人口をoffset 項とする），また，医療圏全体との比較を行う予定で，この結果も，本研究会において報告する．

略歴

井門　明

医療法人社団井門内科医院　院長

旭川医科大学医学部　昭和 61 年卒業

職歴：昭和 61 年 4 月～　旭川医科大学第一内科

昭和 61 年 10 月～　国立札幌病院循環器科

昭和 62 年 10 月～　国立療養所道北病院内科

平成 元 年 4 月～　旭川厚生病院循環器科

平成 2 年 7 月～　旭川医科大学第一内科

平成 8 年 4 月～　旭川三愛病院内科

平成 10 年 4 月～　米国カリフォルニア大学サンフランシスコ校　心臓血管研究所研究員

平成 12 年 4 月～　旭川三愛病院内科

平成 14 年 4 月～　医療法人社団井門内科医院　副院長

平成 20 年 4 月～　医療法人社団井門内科医院　院長

平成 21 年 4 月～　美唄市医師会会長

所属学会：日本内科学会（認定医）

日本循環器学会（専門医）

日本高血圧学会

日本禁煙学会（専門指導医，評議員）

略歴

西條泰明

学歴：1992 年　旭川医科大学医学部　卒業

2005 年　北海道大学大学院医学研究科博士課程　修了

職歴：1992 年～ 2000 年　旭川医科大学第一内科及びその関連病院

2003 年 4 月～　北海道大学大学院医学研究科予防医学講座公衆衛生学分野　助手

2006 年 4 月～　旭川医科大学医学部健康科学講座　助教授

2009 年 9 月～　同地域保健疫学分野　教授

2017 年 4 月～　同社会医学講座公衆衛生学・疫学分野　教授（講座・分野名変更）

（社会医学系専門医・指導医，日本公衆衛生学会公衆衛生専門家，労働衛生コンサルタント，日本産業衛生学会専門医・指導医）

子どもの喫煙開始を防止するための tobacco literacy とコミュニケーションスキル

北　田　雅　子

札幌学院大学　人文学部　こども発達学科

「リテラシー」という言葉は，もともと読み書きの能力といわれています．昨今では，インターネットの急速な普及から，情報リテラシー，インターネットリテラシーの重要性が叫ばれています．そして，日本のように識字率が高くても，医療情報や健康情報が高度で複雑になっていることから，ヘルス・リテラシーは「健康を決める力」として重要視されています．

日本は，FCTC（タバコ規制枠組み条約）に批准しているものの，屋内の禁煙化の遅れ，タバコ製品が手軽に購入可能な流通状況にあることに加え，加熱式タバコという新しいニコチンデバイスが市場に出回っている現状です．日本は，若年者の喫煙開始を抑制する環境よりも促進する環境化にある中，タバコ製品に関しての正確な知識をより多くの人に，簡単に分かりやすく，そして正確に伝える「教育」が急務だと思います．

タバコ・リテラシーの構成要素は，タバコ製品に関する情報を理解する，喫煙と健康に関する情報を集め，その情報源を確認，評価する，そして，集めた情報から自分の行動を選択すること，が含まれるでしょう．喫煙防止教育を提供する専門家は，このリテラシーの向上を目標に，対象者の興味と関心を元に教育を実施することが必須でしょう．しかし，筆者のこれまでの研究では，正しい知識の提供のみで人の行動は変わらないことが分かっています．タバコ・リテラシーを提供する際に，聞き手の心理的な抵抗を必要最小限に抑えることが必要です．抵抗が生じるとその時点で教育効果は著しく低下するからです．ゆえに，タバコ・リテラシーの構成要素，タバコ・リテラシーの改善や向上に必要な教育内容，そして，正確な情報の伝え方，この 3 つが子どもの喫煙開始を防止するために考慮すべきだと思います．

今回は，タバコ・リテラシーの構成要素，教育内容，そして，それをどのように伝えるか?という教授方法の 3 点について，ヘルス・リテラシー，ヘルス・コミュニケーション，インストラクション・デザイン，動機づけ面接の要素から提案してみたいと考えています．

略歴

札幌学院大学　人文学部　こども発達学科　教授　pHD.
国立がん研究センター　がん対策情報センター
たばこ政策支援部　客員研究員
動機づけ面接調査研究所　代表
動機づけ面接国際ネットワーク（MINT）メンバー
日本禁煙学会　評議員　日本禁煙学会　北海道支部幹事

一　般　演　題

1. 新型タバコの子どもへのさらなる危険

齋藤麗子

十文字学園女子大学　健康管理センター

新型タバコにはフレイバーなどの液体を充てんして加熱しエアロゾルを吸う電子タバコと，小さな容器にタバコの葉がぎっしり入り，火を使わず加熱して蒸気を吸う加熱式タバコがある．

電子タバコのカートリッジの充てん液にニコチン液を使うと，子どもの口に入った場合は重大な健康障害となる．先行していたUSAでは小児の誤飲事故は2012年14例2015年223例と報告され，2歳未満が44%で死亡例もあった．わが国ではニコチン液は販売されていないが，個人輸入で手に入れる方法もある．ニコチンが入らない場合はニコチン依存の喫煙者には魅力が少ないであろう．

一方加熱式タバコはたばこの葉を刻んだものが小さなカートリッジに詰め込まれ，火を使わずに加熱して蒸気を吸う形式で，受動喫煙がないと宣伝されている．しかし加熱式タバコの販売の増加とともに中毒 110 番へ誤飲事故に関する相談が急増している．2016年一年間で419件の相談があった．タバコ葉が詰め込まれているカートリッジは，紙巻きタバコより小さく，子どもの口に入る大きさであることは母子健康手帳に記載されている誤飲チェッカーで確認出来，危険を増している．国民生活センターの報告でも2016年に受診した事例が8件あった．

煙が出ないとしても蒸気には様々な有害成分が混ざっているし，さらに吸引した後の呼気にも有害成分が含まれている．そのため子どもの近くでの使用は避けねばならない．

販売側が加熱式タバコは害が少ないというような誤解を与えるCMを流し，最近は禁煙の場所でも加熱式はOKという表示の店も見受けられる．東京都の子どもを受動喫煙から守る条例では，加熱式タバコも従来の紙巻きタバコと同様の扱いとなって禁煙区域では使用禁止とされている．紙巻きタバコと同様に加熱式タバコも子どもの受動喫煙と誤飲を防止するには使用しないことである．子どもにかかわる者としてはそのあたりを正しく理解して人々に知らせていかねばならない．

2. タバコ臭のない環境を子どもたちに：サードハンドスモーキング（THS）最新情報の紹介と対策

松崎道幸

道北勤医協旭川北医院

【目的】 喫煙によって環境に排出されたタバコ煙中の有害物質は，受動喫煙（セカンドハンドスモーキング）だけでなく，タバコ臭（THS）の形で，非喫煙者の体内に移行する．「煙対策」（受動喫煙対策）は，徐々に前進しているが，喫煙の行われていた屋内，車内のタバコ臭も健康に悪影響を及ぼすおそれがあると懸念されている．THSの健康影響に関する最新知見を紹介する．

【成績】 2007年以降の文献を検索した結果，①THSはいわゆるタバコ臭として感知され，ニコチン由来の発がん物質とシックハウス症候群を引き起こすベンゼン，トルエン，アセトンなど多くの有害化学物質を含む，②THSは，喘息発作，頭痛，めまい，体調不良等の急性症状を引き起こす，③THSへの慢性ばく露が，DNA損傷，糖尿病，脂質異常症，脂肪肝，創傷治癒遅延，多動症などを引き起こすことが動物実験で明らかになった．

【まとめ】 ヒトについての疫学調査は今後提示されるだろうが，現在までの知見によっても，THSが特に小児に有害であることは明確と考える．したがって，小児がタバコ臭にばく露されないように，飲食店・公共の施設の完全禁煙を推進するとともに，個人の住宅内，車内での喫煙禁止を徹底する必要がある．

3. ペットがいる家庭で喫煙率が高いのは何故？

加治正行

静岡市保健所

【はじめに】 受動喫煙の害についての認識が一般にも広まり，家族の健康のために禁煙する人も少なくない．中には飼っているペットのために禁煙を決意する人もいると思われるが，一方では，ペットを飼育している人は，していない人に比べて喫煙率が高いとの報告もある．そこで今回，学校でのアンケート調査で実態を探った．

【方法】 筆者が小中学校で喫煙防止授業を実施した際に，生徒を対象にアンケート調査を行い，家族の喫煙の有無等とともに，家庭でペットを飼っているか否か，またペットの種類についても質問した．

【成績】 小学校 5 校の 5・6 年生 476 人，中学校 4 校の 1・2 年生 584 人の計 1,060 人から回答を得た（有効回答数は 996）．犬または猫，あるいは両方を飼っている家庭（犬猫あり家庭）は 177，どちらも飼っていない家庭（犬猫なし家庭）は 819 であった．家庭内に喫煙者がいる（喫煙家庭）率は，犬猫なし家庭では 40.2% であったのに対し，犬猫あり家庭では 52.5% と有意に高値であった．父親の喫煙率は，犬猫なし家庭で 27.6%，犬猫あり家庭で 40.1%，母親の喫煙率は，犬猫なし家庭で 8.2%，犬猫あり家庭で 13.6% と，父母ともに犬猫あり家庭で有意に高値であった．喫煙しているタバコの種類についても回答を求めたが，紙巻きタバコ・新型タバコ（加熱式タバコまたは電子タバコ）いずれの喫煙率とも犬猫あり家庭で高値であった．

【まとめ】 犬や猫を飼っている家庭では喫煙率が高いとの報告が国内・海外でいくつかあるが，それらの研究目的は主に気管支喘息とペット，喫煙との関連を検討したもので，ペット飼育と喫煙との関連について考察したものは，演者が調べた限りでは発見できなかった．この関連が居住形態の違いによるものか（アパートまたは一戸建て），あるいは社会経済的要因や心理的要因によるものなのか，今回の簡単なアンケート調査では明らかにできず，今後の検討課題である．

4. わが国の学童期における家庭内 Second-Hand Smoke に関する時系列分析

○坂東春美[1]， 水谷真由美[2]， 城島哲子[1]

1 奈良県立医科大学大学院 看護学研究科 2 三重大学大学院医学系研究科 看護学専攻

【目的】 わが国では，30 歳代と 40 歳代の喫煙率が高い割合を占めている．この年齢は，育児期でもあり，子どもへの Second-Hand Smoke (受動喫煙，以下SHS) に及ぶ可能性が考えられる．子どものSHSは，身体的影響も大きいことからSHSによる曝露を防止することは，重要であると考える．本研究は，学童期の子どものSHSの動向と現状を明らかにし, SHS防止について検討することを目的とする．

【方法】 わが国の政府統計として公開している，2007 年～2016 年の小児の同居家族による家庭内SHSに関する質問票調査結果をもとに二次分析を行った．分析対象は，全期間に参加した 35 都市の学童期（6 歳児：小学 1 年生）をもつ家庭の 10 年分の有効回答者，645,749 人のSHS状況の結果を用いた．統計解析には，Linear regression analysis，Cochran Armitage trend test，Jonckheere Terpstra test，Chi square test を用いて有意水準を 5%未満とした．

【成績】 SHS率の動向は，40.4%から 29.0%($y=-1.2214x+40.658$, $R^2=0.9609$)($z=55.34$, $p<0.001$) と減少していた．喫煙者別SHSの動向は，母親が喫煙者である家庭が 13.4%から 7.5% ($y=-0.6487x+3.95$, $R^2=0.9836$) ($z=4.03$, $p<0.001$)，母親以外の家庭が 27.0%から 21.4% ($y=-0.5727x+26.708$, $R^2=0.9119$)($z=3.85$, $p<0.001$) と減少していた．地域別 10 年間のSHS率では，最も高い地域は，52.8% ($y=-1.6003x+62.057$, $R^2=0.9051$) で，最も低い地域は 23.8% ($y = -1.1106x + 30.217$, $R^2 = 0.9356$) であった．経年的に両地域とも減少していたが，2.2 倍の差が認められた．($\chi^2=7818.97$, $p<0.001$)

【まとめ】 SHSは 2007 年から 2016 年の 10 年間で減少を示しており, SHS者の内訳は母親が喫煙者である家庭，母親以外の家庭においても共に減少を示していた．しかしながら, SHS率が 50%を超える地域や 2 倍以上の地域差を認めた結果から，各地域に応じた介入及び支援を考慮する必要があるといえる．また，最も低い地域であっても 20%以上のSHSを認めており，さらなる防止対策が急務である．

5. 加熱式タバコおよび児童の生活習慣と受動喫煙曝露の関係 ～熊谷市受動喫煙検診と生活習慣病検診結果から～

○黒沢和夫 [1,2]，井埜利博 [1,3]

1 群馬パース大学保健科学部　2 （一社）熊谷薬剤師会　3 （一社）熊谷市医師会

【目的】 熊谷市医師会では熊谷市および熊谷市教育委員会と連携し，2007 年（平成 19 年）度より，受動喫煙曝露を鋭敏に示す尿中コチニンを用いた，全国唯一となる受動喫煙検診を小学 4 年生希望者対象に行っている．

今回は平成 30 年度の検診結果・アンケート調査結果を基に，加熱式タバコの使用実態および生活環境と受動喫煙の関係を検討する．

【方法】 対象は熊谷市内全 29 校の小学 4 年生 1610 名（男子 816 名，女子 794 名　男女比1.03：1），採尿提出者 1509 名（93.7%），アンケート提出者 1587 名（98.5%）であった．全例，尿中コチニン濃度をELISA法によって測定した．また，アンケート調査の結果を基に，尿中コチニン値との関係について解析した．さらに，平成 29 年春に行った生活習慣病検診の結果も合わせて解析した．統計はExcel2016 並びに XLSTAT を用いて行い，$p<0.05$ を持って有意とした．

【成績】 熊谷市における喫煙率は年々低下しており，父親 40.8%（583 名），母親 12.3%（188 名）であった．また，尿中コチニン濃度未検出者は 88.5%（1336 名）であり，ここ数年で急激な増加を示している．一方，高濃度曝露（40ng/mL 以上）の子どもは 0.04%（6 名）であり，昨年とほぼ同人数であった．喫煙者に占める加熱式タバコ使用率は父親 39.6%（231 名），母親 38.8%（73 名）と，およそ4割に認められた．

昨年度と比べ，睡眠時間 6 ～ 7 時間，8 時間，9 ～ 10 時間の 3 群における尿中コチニン濃度は 5.3→3.2ng/mL，2.5→2.0ng/mL，2.2→1.9ng/mL と各群で低下し，6 ～ 7 時間の群は 8 時間，9 ～ 10 時間の 2 群いずれとも有意差があった（p=0.009, p=0.002　Steel-Dwass-Critchlow-Fligner手順を用いた多重対比較）．

【まとめ】 生活環境・生活リズムと受動喫煙曝露の関係性が示唆された．また，加熱式タバコの使用率が急速に高まるとともに尿中コチニン値未検出者割合も増加している．加熱式タバコによる健康影響の評価はこれからであるが，喫煙と生活環境の関係を踏まえ，今後も学校と家庭，学校医・学校薬剤師等の協業による生活習慣改善・家庭環境調整の啓蒙が望まれる．

6. 中学生における気管支喘息と，家族の室内喫煙・ニコチン依存度との関連

○鈴木修一，佐藤一樹，渡邊博子

国立病院機構　下志津病院　小児科・アレルギー科

【目的】 中学生において，気管支喘息（喘息）と，家族の室内喫煙やニコチン依存度が関連するかについて検証する．

【方法】 平成 29 年度四街道市内中学校1年生の生徒に，医師の喘息診断，最近 1 年間の喘鳴，治療の有無を尋ねた．保護者には，家族の喫煙者と室内喫煙の有無を尋ねた．喫煙する家族のうち 1 名のニコチン依存度を，ニコチン依存症スクリーニングテスト（TDS）と，ファーガストロームらによるニコチン依存度指数（FTND）により評価した．

【成績】 701 名（回答率 88%）のうち解析可能な 591 名について解析した．喘息診断ありのうち，過去 1 年喘鳴ありは 45 名（I群），なしは 60 名（II群）だった．喘息診断なしのうち，過去 1 年喘鳴ありは 45 名（III群），なしは 441 名（IV群）だった．各群の過去 1 年間の喘息治療の頻度は，それぞれ，53%, 15%, 2.2%, 1.1% だった．家族喫煙者数は 4 群間で有意差を認めなかったが，家族室内喫煙の頻度はI群 29%, II群 37%, III群 47%, IV群 26% と有意差があった．喫煙する家族 159 名において，ニコチン依存度や禁煙経験は 4 群間で有意な差異はなかった．しかし，FTND はI群でII群よりも高い傾向があった（平均スコア 4.0 vs. 2.8, P= 0.09）．

【まとめ】 最近喘息症状がある生徒において，診断されていない生徒では家族の室内喫煙頻度が高く，診断されている生徒の家族喫煙者のニコチン依存度は比較的高いことが示唆された．家族の室内喫煙は喘息症状による医療機関受診の重要な抑制因子である可能性があり，学校や保健所との連携が求められる．また，医療機関を受診する喘息の中学生では，喫煙する家族のニコチン依存度は高い可能性があることから，強力な禁煙支援体制が必要と考えられる．

7．受動喫煙回避とタバコに関する意識向上の重要性 ～ある私立高校でのアンケート調査より～

天貝賢二

茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター消化器内科

【目的】 学校において喫煙防止教育を行い，その前後に行ったアンケートからタバコに関する状況と意識を評価する．

【方法】 M 市内のある私立高校 3 年生を対象に，約1時間の講話（受動喫煙とその防止，電子タバコと加熱式タバコ，ニコチン依存とその治療，気がつかないタバコの宣伝，吸わない人に求められる姿等）を実施した．その前後にアンケート調査を実施し，講話前には加濃式社会的ニコチン依存度調査票（KTSND），喫煙経験，受動喫煙の有無，家族内喫煙者の有無について，講話後にも同様の内容，講話の感想を聞き，回収して集計・解析した．また，3 年前に実施した同校 3 年生の結果と比較した．

【結果】

		2015年度	2018年度				2015年度	2018年度	
性別	女	184	220		喫煙の誘い	あり	15	7	*
年齢	17	52	115			なし	170	213	
	18	132	105		受動喫煙	あり	113	136	
	19	0	1			なし	71	84	
生涯喫煙経験	あり	4	2		家族の喫煙者	あり	100	113	
	なし	181	220			なし	85	101	
1 カ月の喫煙	あり	0	0		KTSND	平均±SD	9.54±4.83	10.62±5.19	**
	なし	185	222						
毎日喫煙	あり	0	0						
	なし	18	221						

* $p < 0.05$ (Fisher の直接法)　** $p < 0.05$ (Mann-Whitney の U 検定)

【考察】 対象者では喫煙経験者は少ないものの，6 割以上に受動喫煙があり，5 割以上に家族内喫煙者がいて，3 年前と比較して有意な改善は見られない．喫煙の勧誘は低下しているが，KTSND 点数は上昇しており，喫煙経験がないもののタバコについて寛容になっている可能性がある．なお，講話後には KTSND の有意な低下が見られ，1 時間の講話でも有意義であると考えられた．

入会案内

投稿規程

定款

NPO 法人日本小児禁煙研究会ご入会のご案内

◆一般入会をご希望の方へ◆

◎入会資格

本会は小児における喫煙・受動喫煙関連疾患および禁煙推進に関する研究、教育及び普及を行うことを目的としておりますので、関連する職種の方々を入会対象としております。

なお、入会お申し込み後に、場合により審査をさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

〇正会員（総会での議決権あり）　医師　5,000 円
　　医師以外　3,000 円
　登録会員（総会での議決権なし）　1,000 円

〇 振　込　口　座　：埼玉りそな銀行　熊谷支店
　　普通　5166750
　　（特非）日本小児禁煙研究会

◎入会方法

次ページのお申込書へご記入いただき、郵送または FAX にて事務局までお送り下さい。

〇送付先　：　〒360-0014　埼玉県熊谷市箱田 1-12-24　日本小児禁煙研究会事務局　宛
　　FAX 048-522-1791

当研究会ＨＰ（http://www.jsptr.jp）の入会申込みフォームからもお申込みいただけます。

◆賛助会員お申し込み◆

◎賛助会員になっていただくためのお願い

本会は小児における喫煙・受動喫煙関連疾患および禁煙推進に関する研究、教育及び普及を行うことを目的として 2009 年 10 月に設立されました。

そこで御社の賛助をいただき、当研究会の活動内容をより一層充実し、社会に貢献いたしたいと考えております。

当研究会は賛助会員には研究会の刊行物および名簿の寄贈（学術集会抄録および名簿は発行毎に各 2 冊）、学術集会抄録には賛助会員のお名前を掲載してご厚意にお応えします。

賛助会員は現在、年会費として１口 １万円でお願いしております。

当研究会の目的および社会的必要性をご理解くださいまして、是非とも御社も賛助会員になっていただきたく、よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

〇 振　込　口　座　：埼玉りそな銀行　熊谷支店
　　普通　5166750
　　（特非）日本小児禁煙研究会

当研究会ＨＰ（http://www.jsptr.jp）の入会申込みフォームからお申込みいただけます。

本会について詳しくは、ホームページ（http://www.jsptr.jp）の「研究会概要」及び「定款」をご覧ください。

【お問い合わせ先】 NPO 法人日本小児禁煙研究会事務局
担当　池田由紀
〒360-0014　埼玉県熊谷市箱田 1-12-24
TEL/048-528-8300　FAX/048-522-1791
E-mail:ino-c@sk9.so-net.ne.jp

日本小児禁煙研究会　入会申込書

ふりがな			生年月日	生年月日 西暦で記入
氏　　名				19　　年　　月　　日
ローマ字			性　　別	男　・　女
勤 務 先	名　　称			
	部 科 名		役　　職	
	住　　所	〒 ☎　　（　　）		
自　　宅	住　　所	〒 ☎　　（　　）		
連絡先として1つ○をつけてください			1．勤務先　　2．自宅	
E-mailアドレス				
会員（○をお付けください）	**正　会　員**		**登 録 会 員**	

職種（○をお付けください）

1．医師　2．看護師　3．薬剤師　4．保健師　5．臨床検査技士

6．理学療法士　7．教諭　8．養護教諭

9．その他：具体的に　（　　）

現在の活動分野の興味・仕事の中心となっているテーマをお書きください。

活動分野（2つまで）	1）
	2）
興味・仕事の中心となっているテーマ（3つまで）	1）
	2）
	3）

※住所等記載事項に変更があった場合は、速やかに下記事務局までご連絡ください。

〒360-0014　埼玉県熊谷市箱田1-12-24
日本小児禁煙研究会事務局
TEL：048-528-8300　　FAX：048-522-1791

事務局記入欄	申込受付日	会費受付日

NPO 法人日本小児禁煙研究会雑誌　投稿規程　（2018 年 4 月改訂）

1. 日本小児禁煙研究会雑誌（The Journal of Pediatric Tobacco Research）への投稿は日本小児禁煙研究会会員に限ります.
（共著者もすべて本会会員であることが望ましいですが，編集委員会との協議で登録会員でも許可する場合があります）
2. 掲載された論文の版権は NPO 法人日本小児禁煙研究会に属します.
3. 日本小児禁煙研究会雑誌は 2016 年 10 月号よりウェブ上での掲載とします.
4. 他の雑誌に発表された論文は掲載いたしません.
5. 論文の採択は原則として査読者の査読を経た上で，編集委員による編集会議で決定します．査読は編集委員会から依頼し，その氏名は公表いたしません.
6. 投稿について
   1） 投稿は総説，原著，解説，症例報告，トピックス，Letters to the Editor など全ての論文に対して掲載を考慮します．特集等は原則として編集委員会からの依頼のみとします.
   2） 原稿（総説、原著および症例報告）は，本文，英文の題と，著者名を含む英文抄録，図および表，文献を 1 セットとし，研究会事務局（編集委員会）宛てにメールでお送り下さい．図および表も添付ファイルでお送りください.
   ※メールでの送信先：ino-c@sk9.so-net.ne.jp
   3） 初回投稿時には，メールにて論文の版権が研究会に帰属すること，および投稿論文が二重投稿でない旨を記し著者全員の確認を取った事を記載してください.
   4） 国内外のタバコ産業及び関連団体から研究助成を受けていないことを要件とします.
   5） 人を対象とした研究では，『人を対象とする医学研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省　平成 29 年 2 月 28 日一部改訂通知）（以降の改訂を含む）』に，動物を用いた研究では，『研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省：平成 18 年 6 月 1 日告示）（以降の改訂を含む）』に，関連する指針の規定に準拠してください.
7. 編集委員宛てのメールの中に，投稿者の住所，氏名，電話番号，FAX 番号，E-mail address を記入してください.
8. 原稿について
   1） 本誌の組上りで，図・表・文献を含み，原著・総説・解説は 6 ページ（12,000 字），症例報告・トピックスは 4 ページ（8,000 字），Letters to the Editor は 2 ページ（4,000 字）までとします．原則として，図 1 点は 400 字相当，複雑な図・組み写真・表は編集の過程で判断します.
   2） 原稿の 1 ページ目に連絡先（住所・氏名）をお書きください.
   3） 著者名，所属名，タイトル名には英文訳もつけてください.
   4） 総説，原著，症例報告，解説には，1 論文につき 5 個以内の key words（日本語，

英語，ただし略語は不可）をつけてください．

5） 総説，原著，症例報告には，冒頭に 400 字程度の要旨をつけてください．

6） 総説，原著，症例報告には，250 語以内の英文抄録（タイプ書き・ダブルスペース）を必ず添えてください．原著では，和文要旨・英文抄録ともに，背景（Background），方法（Methods），結果（Results），結論（Conclusion）の項目別に記述してください．英文抄録は Native speaker によるチェックを受けてから投稿してください．解説，トピックスでは英文抄録は不要です．

7） 原稿は，本文においては，必ず左横書，和文（常用漢字・現代仮名遣い），英文（ダブルスペース）とし，図表の説明・用語は日本小児科学会，その他各種学会の用語集を参考にしてください．原稿・図表のサイズは A4 判をこえないようにし，原稿には必ずページ番号を入れてください．フォントサイズは 12 ポイント，日本語は，MS 明朝，英字は，Times New Roman，句読点は，全角「，　．」，数字，英字，英文抄録は半角文字で作成してください．

8） 文献，外国人名，薬品は必ず原語を用い，外国語はすべてタイプにしてください．図表の原稿は鮮明なものに限ります．製品は，製品名：商品名，会社名，海外製品は国名を記載してください．

9） 図・表はカラーでも可とします．図は解像度 300dpi 以上， ppt. または Photoshop®で読み込める jpg. tif. 形式で保存してください．表は Word，Excel で作成して下さい．図表は投稿時に論文とともにメールに添付してください．他誌から図表を使用する場合には，投稿者の責任において著作権者から許可を得て，初回投稿時に著作権者の許可書を送付してください．また，論文の図表の説明に出典を明記してください．

10） 図・表などの挿入箇所は，原稿内に図 1 あるいは表 1 などと朱筆してください．

11） 度量衡は C.G.S.単位とし，km，m，cm，mm，・m，l，dl，ml（cc でなく），kg，g，mg，・g，mEq/l，mg/d（l mg%でなく）を用い，数字は算用数字（1，2，3 など）を用いてください．

12） 本文の最後に，国内外のタバコ産業及び関連団体から研究助成を受けていないこと，投稿論文の著者が各種機関から研究助成や個人収益などがある場合，利益相反の内容を明記してください．

13） 文献は最低必要なものにとどめてください．文献の書き方は，次の形式を守ってください．

イ．記載順序は出処順とし，1），2），3）の書式にしたがってください．

ロ．雑誌の場合：著者名：標題，雑誌名，発行年（西暦）；巻：ページ（始めと終わりのページ）．雑誌の略名は，外国誌は Index Medicus，邦文誌は医学中央雑誌（http://www.jamas.gr.jp）などによる略名をご参照ください．また，著者名が多数の場合，4 人目以降は，ほか，または，et al として書いてください．

ハ．単行本の場合：著者名：標題．巻数，版数，発行地，発行社，発行年（西暦），

必要なら引用ページを最後に.

ニ. ウェブサイトからの引用は, URL の後に閲覧した年月日を記載してください.

14) 掲載料:原著と総説の 6 ページ, 症例報告の 4 ページ, Letters to the Editor の 2 ページまでの印刷に要する費用は, 研究会が負担します. これらを超えるページは 1 ページにつき 1,000 円(税別)を著者の負担とします.

15) 掲載の順序は, 原則として受理された日にち順によります.

16) 編集委員への短信で学問的に有意義と思われるものは, Letters to the Editor として適宜掲載します. その他禁煙に関する講習会, 研究集会, その他のニュースもご利用ください. また, 論文によって議論がある内容の場合, 編集委員会から査読者へ Editorial Comment の掲載を依頼することもあります.

特定非営利活動法人 日本小児禁煙研究会 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人日本小児禁煙研究会という。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を埼玉県熊谷市箱田１丁目１２番２４号に置く。

（目的）

第３条 この法人は、小児における喫煙・受動喫煙関連疾患および禁煙推進に関する研究、教育及び普及を行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①小児における喫煙・受動喫煙関連疾患および禁煙推進に関する研究、教育及び普及事業

第２章 会員

（会員の種類）

第６条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 登録会員 この法人の目的に賛同し、法人の事業に参加することを主とする個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して３年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第１０条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第１１条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第１２条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章 役員及び職員

（役員の種類、定数及び選任等）

第１３条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 １０人以上２５人以下

(2) 監事 ２人

２ 理事のうち、１人を理事長とする。１人を副理事長とすることができる。

３ 理事及び監事は、総会において選任し、年齢は６５歳以下の者とする。ただし、理事会で３分の２以上の賛成を得た場合はその限りではない。

４ 理事長は、理事の互選とする。

５ 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１４条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

２ 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３ 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

４ 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第１５条 役員の任期は２年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

２ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

３ 役員は、再任されることができる。

４ 第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

（欠員補充）

第１６条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第１７条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（役員の報酬）

第１８条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２ 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第１９条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

２ 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第４章 総会

（総会の種別）

第２０条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第２１条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　会員の除名
(9)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(10)　事務局の組織及び運営
(11)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条 通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第１４条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第２４条 総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

（総会の定足数）

第２６条 総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第２７条 総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の２分の１以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（総会における表決権等）

第２８条 各正会員の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

４　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、第２７条第３項の規定により、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章 理事会

（理事会の構成）

第３０条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第１４条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３３条 理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号又は第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第３５条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第３６条 理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の過半数が電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（理事会における表決権等）

第３７条 各理事の表決権は、平等とする。

２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

３ 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

４ 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（理事会の議事録）

第３８条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が記名、押印しなければならない。

３ 前２項の規定に関わらず、理事の過半数が電磁的記録により同意の意志表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 資産及び会計等

（資産の構成）

第３９条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品
(4) 事業に伴う収益
(5) 資産から生じる収益
(6) その他の収益

（資産の管理）
第４０条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４１条 この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

（会計の区分）
第４２条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
(1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計

（事業年度）
第４３条 この法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。

（事業計画及び予算）
第４４条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
２ 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
３ 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
４ 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第４５条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４６条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第４７条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 社員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２ 前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

４ 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第１１条第３項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

（合併）

第４８条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 雑則

（公告の方法）

第４９条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

（施行細則）

第５０条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　井埜 利博
理　事　　稲垣 幸司
〃　　大谷 哲也
〃　　岡崎 好秀
〃　　加治 正行
〃　　堺　 武男
〃　　鈴木 修一
〃　　萩原 聡子
〃　　牟田 広実
〃　　安原 昭博
〃　　矢野 公一
監　事　　安次嶺 馨
〃　　藤原 芳人

3　この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２６年１１月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２５年９月３０日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員
　年会費　５，０００円

(2) 賛助会員
　年会費　１０，０００円

附 則

1　この法人の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

年会費（医師）　　５，０００円

（医師以外）３，０００円

(2) 登録会員

年会費　１，０００円

(3) 賛助会員

年会費　１０，０００円

２　この附則は、平成２９年２月２７日から施行する。

協賛団体・企業一覧（50 音順）

【協賛企業】

熊谷環境衛生株式会社
株式会社福島オーツー

【広告掲載企業】

アステラス製薬株式会社
株式会社コンベンション・ラボ
株式会社昭和メディカルサイエンス
第一三共株式会社
武田薬品工業株式会社
帝人ファーマ株式会社

第 9 回日本小児禁煙研究会学術集会開催にあたり、多くの団体・企業からご協力を賜りました。ここに深甚たる感謝の意を表します。

第 9 回日本小児禁煙研究会学術集会
会長　今野　美紀

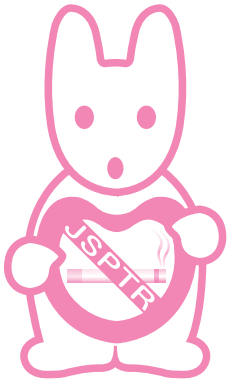

日本小児禁煙研究会雑誌　9巻1号　平成三十一年二月十五日　発行

発行者　井埜利博
印刷所　株式会社三興社印刷所　埼玉県熊谷市本石一―七十八

発行所　NPO法人日本小児禁煙研究会
埼玉県熊谷市箱田一―十二―二十四　電話　〇四八―五二八―八三〇〇